

東電「原発事故裁判」  
9月19日判決

# これでも罪を問えないのですか

2011年3月に発生した東京電力（東電）福島第一原発事故をめくり、業務上過失致死傷罪で強制起訴された東電の旧経営陣3人に対する判決公判が9月19日午後、東京地方裁判所で開かれる。37回に及んだ公判では、さまざまな新事実が明らかになった。

## 明石昇一郎

東京電力の勝俣恒久・元会長、武黒一郎・元副社長、武藤栄・元副社長（提供 共同）

被告は、勝俣恒久・元会長（79歳）、武黒一郎・元副社長（73歳）、武藤栄・元副社長（69歳）の3人。検察官役の指定弁護士はいずれも禁錮5年を求刑。一方、被告側は東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）による巨大津波を予見することはできなかったとして無罪を主張している。

## 「津波対策」は社外秘

法廷で主に争われた点は、東電の「津波対策」についてである。計37回に及んだ公判では、同社の津波対策に関わった社員や元社員、学者らが出廷し、東電社内でのんやり取りが行なわれ、どんな津波対策が検討されていたのかを、詳しく証言した。

東電は福島第一原発で重大事故が起きるまで、同原発で津波対策が検討されている事実自体を世間に対して完璧なまでにひた隠しにしていた。1986年4月の旧ソ連



・チェルノブイリ原発事故以来、30年以上にわたって原発の問題を取材し続けてきた筆者も、まったく知らなかった。

のちに詳述するが、実は同原発の立地自治体である福島県にさえ、津波対策の本身は秘密にされていた。厳重な箝口令が敷かれていたからである。

2017年6月30日の初公判から約1年9カ月間に及んだ公判で明らかになった「東電が社外秘にしていた事実」とは次のようなものである。

### 【社外秘1】

原子力安全・保安院は福島第一原

発のことを「津波に一番弱い原発」と認識していた。

07年11月以降、津波対策を担当していた東電本店の技術者たちは、福島県沖で発生するマグニチュード（M）8規模の津波地震への対策が必要であると、ずっと考えていた。

それには理由がある。政府の地震調査研究推進本部（推本）が02年に発表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（長期評価）の存在と、当時の原子力安全・保安院（保安院）が各電力会社に対して命じていた「耐震バックチェック」の中で、津波対策もしておくよう要請して

いたからである。

強制起訴裁判では、推本の長期評価が科学的な根拠の下、プレート間大地震（津波地震）は三陸沖から房総沖のどこでも発生する可能性がある」と評価し、関係各所に対策を促していたことや、この発表に対し政治的な圧力が加えられていたことが判明している。

そして特に重要なのは、保安院が福島第一原発のことを「津波に一番弱い原発」と認識し、万が一にも津波で全電源喪失や、それに伴う炉心溶融に至ることのないよう、東電を含む各電力に指示していたことが、証言等から明らかになったことだろう。

## 【社外秘2】

東電は、福島第一原発の津波対策をやるうとしていた。少なくとも現場社員の中には、真剣に津波対策を講じようとしていた者がいた。

東電本店の津波対策担当社員たちは07年11月に検討作業に着手。翌08年3月には東電の子会社・東電設計により、最大で15・7メー



トルの津波が福島第一原発に押し寄せるシミュレーション結果（以下「推本津波」）が出た。これは、政府機関である推本の長期評価をもとに弾き出されたものである。この結果に基づく津波対策が08年7月、武藤被告の指示によって先送りされたことは、強制起訴裁判の前から広く報じられていた。しかし、その後も津波対策を諦めなかった社員らがいたのである。

対策先送りから2年後の10年8月、東電社内で津波対策に関係する部署が一堂に会する組織「福島地点津波対策ワーキング」が立ち上げられ、ようやく具体的な津波対策に着手していた。だが、その7カ月後に東日本大震災が発生。津波対策はまだ何も講じられておらず、保安院が危惧していた全電源喪失と炉心溶融が福島第一原発で起こった。



上：福島第一原発を襲う津波。(2011年3月11日)

下：爆発後の3号機原子炉建屋。(2011年3月15日、いずれも出典／東京電力ホールディングス)

## 【社外秘3】

他の電力会社では津波対策を講じることになっていたのに、対策を見送った東電は他社の津波対策にまで口出ししていた。

太平洋岸に原発を持つ東電、日本原子力発電（原電）、東北電力の3社と、核燃料再処理工場を持つ日本原子力研究開発機構（JAEA）は、津波対策に関する「四社情報連絡会」を設置し、情報交換の機会をたびたび設けていた。国の「耐震バックチェック」の中で、津波は地震の「随伴現象」、すなわち地震とセットで考えるべきものとして位置づけられ、国の長期評価を無視できないというのが、各社の共通認識だった。この四社情報連絡会には、東電設計や電力中央研究所などの関係者が加わることもあった。

しかし東電は08年7月、津波対策を先送りすると決めた。この決定は、四社情報連絡会を通じて他社にも伝えられた。

だが、それでは国の「耐震バックチェック」に合格できないと考えた原電と東北電力は、東電と横並びで先送りすることはせず、津波対策を進める。その結果、助かっていたのが原電である。

原電の東海第二原発では、盛り

土や建屋の水密化などの津波対策を実施。東日本大震災の際の津波襲来にギリギリ間に合っていた。この対策がなければ福島第一原発と同様、全電源喪失に見舞われていたところだった。

ただ、こうした津波対策が実際に取られていたことは、福島第一原発が事故を起こすまで、世間に対して徹底的に伏せられてきた。

国の「耐震バックチェック」の中で、津波が地震の「随伴現象」として審査されることは、報道機関の記者たちにも伝えられていた。もちろん、筆者も知っていた。

ただ、記者たちの関心は、原発近くの活断層の有無や原発の耐震性のほうにあり、津波対策は念のためのおまけに過ぎず、危機感を持って受け止められてこなかったのである。電力各社が隠密裏に進めていた津波対策は、当時の電力業界におけるトップシークレットだったのだ。

記者たちが津波に対して危機感を抱くことがなかったことには、もう一つ理由がある。東電は自身の津波対策を先送りとする一方で、他社の津波対策に世間の注目

が集まらないよう口出ししていたのである。

平安時代に発生した貞観地震（869年、M8.4）による津波（貞観津波）を想定し、まとめられていた東北電力女川原発の最終報告書案に対し、東電は福島第一原発の「耐震バックチェック」への影響が避けられないとみて、貞観津波の想定を「あくまでも『参考』として提示できないか」と、目立たぬ扱いにしてほしいと東北電力に要請。その結果、東北電力は東電の要請に応じ、貞観津波については「参考」情報扱いにした上で、最終報告書の提出時期も遅らせていた。

#### 【社外秘4】

第三者であるべきはずの検察が、東電に対して、免罪指導していた。

強制起訴裁判は、東電関係者に刑事責任を負わせないために検察官が行なった、検察官にあるまじき活動まで浮かび上がった。

14年7月に東京第五検察審査会が1回目の「起訴相当」議決を出

し、再捜査を命じられた東京地方検察庁公安部は、津波対策を取っていても事故は防ぎようがなかった。

この証拠とすべく、津波を防ぐことのできない防潮堤の図面を、わざわざ東電に作らせていた。検察からの要請を受けた東電では、同社の総務部がそのあとづけの証拠作り、の音頭を取り、子会社の東電設計に対し、常識ではありえない、ところどころ間が抜けた防潮堤図面を発注している。

この時期、東京地検公安部は捜査期限を最大3カ月延長すると発表（14年10月）しており、こうして作られたあとづけ防潮堤図面は、同公安部が2回目の不起訴処分を決めた際の証拠として使われた。この時点で検察は、東電と一蓮托生の「共犯者」となり、第三者ではなくなっている。そんな検察の恥部まで、強制起訴裁判は暴いていた。あとづけ防潮堤図面が法廷のモニターに映し出されたら知った公安部の担当検察官は、顔から火が出るほど恥ずかかったことだろう。

また、次に紹介する事実は公判

で明らかになったものではないが、福島第一原発事故が発生する3年前に、津波対策は一体どうなっているのかと福島県が東電を問い質していたことも、最近になってわかっていく。

#### 【社外秘5】

地元の福島県に対してさえ、津波対策を隠していた。

この事実は、ジャーナリスト・木野龍逸氏（Levee17）の開示請求に福島県が応じて開示した文書「福島第一及び福島第二原子力発電所耐震安全性再評価中間報告に関する質問」（08年5月26日）によって明らかになっていた（ニュースサイトLevee17「福島県、東電に津波対応催促していた」添田孝史・木野龍逸両氏の共同執筆記事より。☞<https://levee17online.jp/?p=3851>）。

同記事によると、07年に福島県が県全域を対象に津波シミュレーションを行なったところ、福島第一原発周辺の津波高は8メートルを超える恐れがあることがわかった。また、福島第二原発の海水ポンプが建屋で守られているのに対し、福島第一原発の海水ポンプは4メートル盤の敷地上にむき出し状態で設置されており、津波防護策に差があった。こうしたことが、東電を問い質した理由である。

# 被告らが闇に葬り去ろうとしている真相を暴く



福島第一原発から約4キロメートルにある双葉病院（福島県大熊町）。玄関前には介護ベッドが並び、患者を運び出した形跡が残る。事故後の混乱で避難支援が遅れ、多くの患者が死亡した。（2011年11月16日、提供 共同）

## 学ぶべき多くの教訓

このたびの強制起訴裁判から学べることはあまりにも多い。原発事故で被災した福島県民を

だが東電は、社内で津波対策が先送りにされていることや、国に対する耐震バックチェック最終報告書の提出を先送りしていることを、福島県に隠し続けた。福島県からの質問に対し、東電がどのように回答したのかについても、記録が残っていないのだという。福島第一、第二原発の立地自治体である福島県に対する重大な裏切り行為と言えよう。

中心とした「福島原発告訴団」が強制起訴のきつかけとなる刑事告訴を12年6月に行なうてから、検察が正式受理するまでに、2カ月ほどかかっている。政府事故調（東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会）、国会事故調（東京電力福島原子力発電所事故調査委員会）、東電事故調の三つの事故調の調査結果が揃うのを検察が待っていたからだ。その三事故調は、原発事故の真相に迫ることに失敗していた。強制起訴裁判で初めて明かされた事実や証拠が山ほどあることが、何よりの証拠である。のちに、政府

事故調の事情聴取には嘘をついていたと語る政府関係者もいた。

「失敗学」の権威とされる政府事故調の畑村洋太郎委員長（東京大学名誉教授）は当時、

「（事情聴取で得た証言は）責任追及を目的として使うことはありませぬ」

と明言。その理由は「言いたいことを言えるようにするためだ」とされた。しかし、嘘をつかれては真相に迫ることなどできない。つまり、官製事故調が掲げる「責任不追及」方針では、真相にたどり着けない。

福島第一原発事故において検察官は、政府事故調における調査と、告訴を受理した後の捜査の2回、関わっている。政府事故調に検察官が関わったことに、法的根拠はない。誰の指示で検察官が政府事故調における調査を担うことになったのかについても、明らかにされていない。

法的根拠もないまま中途半端に関わったことが、その後の「本業の検察官」としての仕事に悪影響を及ぼし、二度の不起訴処分が検察審査会で否定されることや、前掲の「検察官にあるまじき活動」を招き、検察の威信を一気に失墜させていた。

今後、政府事故調の類いを立ち上げる際は、検察官を関わらせる

「それでも罪を問えないのですか！  
福島原発告訴団50人の陳述書」  
福島原発告訴団編  
金曜日  
800円+税  
東電刑事裁判の原点。原発事故で被害を受けた「告訴人」として、告訴・告発状に名を連ねたのは最終的に1万4716人。福島地検に提出された陳述書の中から50通を抜粋した「告発の書」。



べきではないということが、検察にとつての最大の教訓と言えるだろう。刑事事件において検察官は、本分を弁え、刑事訴追のことだけを考えていなければならないのである。

今回紹介した事実の数々が闇に葬られず、明らかにしたただけでも、強制起訴裁判には大変大きな意味があると、筆者は考える。加害企業の経営者や責任者たちを断罪することばかりが、強制起訴裁判の意義ではないのである。

つまり、容疑者や被告らが闇に葬り去ろうとしている真相を暴くことも、強制起訴裁判の重要な役割なのだ。官製事故調がその役割を果たせないでいる今、「強制起訴」制度にさらに磨きがかけれ、力を増すことに期待したい。

あかし しょうじろう・ルポライター。著書に『刑事裁判東京電力―ルポ福島原発事故（金曜日）』など。